

# 山口県報

令和7年  
3月31日  
(月曜日)

## 目次

|                                     |   |
|-------------------------------------|---|
| ○教委規則                               |   |
| 山口県教育職員免許状再授与審査会規則                  | 一 |
| 山口県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則            | 一 |
| 山口県教育委員会被服等貸与規則の一部を改正する規則           | 二 |
| 山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則        | 二 |
| 山口県文書館規則の一部を改正する規則                  | 四 |
| ○教委訓令                               |   |
| 山口県教育委員会が取り扱う公文書の管理に関する規程の一部を改正する訓令 | 四 |
| 山口県教育委員会職員健康管理規程の一部を改正する訓令          | 四 |



山口県教育職員免許状再授与審査会規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

## 山口県教育委員会規則第一号

山口県教育職員免許状再授与審査会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（令和四年文部科学省令第五号。以下「省令」という。）第六条の規定に基づき、山口県教育職員免許状再授与審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営につ

山口県教育委員会

いて必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 審査会は、委員五人以内で組織する。

(委員)

第三条 省令第三条第一項に規定する児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者は次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 医療、心理、福祉又は法律に関する専門的な知識及び経験を有する者

二 前号に掲げる者以外の者で、児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者

2 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会議)

第四条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

(委員の除斥)

第五条 委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。

(会議の非公開)

第六条 会議は、公開しない。

(委員以外の者の出席等)

第七条 審査会は、必要があると認めるときは、委員以外の者であつて学識経験を有する者、教育関係職員その他の者を会議に出席させて説明をさせ又は意見を述べさせることができる。

(庶務)

第八条 審査会の庶務は、教育庁教職員課において処理する。

(その他)

第九条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営について必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

山口県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

山口県教育委員会

### 山口県教育委員会規則第二号

山口県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

山口県教育委員会行政組織規則（昭和四十五年山口県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第十一条の表高校教育課の項中「高校改革推進班」を「全国高総文祭準備班」に改め、同項の次に次のように加える。

|             |         |
|-------------|---------|
| 県立高校再編整備推進室 | 企画班 推進班 |
|-------------|---------|

第十二条の表高校教育課の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 全国高等学校総合文化祭の総合調整に関すること。  
第十二条の表高校教育課の項の次に次のように加える。

|             |                                      |
|-------------|--------------------------------------|
| 県立高校再編整備推進室 | 山口県立高等学校等における教育の改革及びその再編整備の推進に関すること。 |
|-------------|--------------------------------------|

第六十九条第一号の表山口県教科用図書選定審議会の項の前に次のように加える。

|                  |                                                                                                          |      |
|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 山口県教育職員免許状再授与審査会 | 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和三年法律第五十七号）第二十三条第二項の規定による特定免許状失効者等に再び免許状を授与することについて<br>の教育委員会に対する意見の陳述に関する事務 | 教職員課 |
|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|

#### 附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

山口県教育委員会被服等貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

山口県教育委員会

### 山口県教育委員会規則第三号

山口県教育委員会被服等貸与規則の一部を改正する規則

山口県教育委員会被服等貸与規則（昭和五十七年山口県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

|               |           |                               |    |
|---------------|-----------|-------------------------------|----|
| 別表第一の3の項備考の欄中 | 防 寒 衣 々 年 | 山口県立山口高等学校<br>校舎分校に勤務する職員に限る。 | を削 |
|---------------|-----------|-------------------------------|----|

#### 附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

山口県教育委員会

### 山口県教育委員会規則第四号

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則

山口県立高等学校等の管理に関する規則（昭和三十二年山口県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表山口県立岩国高等学校の項を次のように改める。

|            |       |      |       |   |     |  |  |  |  |  |  |  |                              |
|------------|-------|------|-------|---|-----|--|--|--|--|--|--|--|------------------------------|
| 山口県立岩国高等学校 | 岩 国 市 | 本 校  | 普通科   | 3 | 160 |  |  |  |  |  |  |  | 全日課程理数科は、令和 7 年度から生徒募集を停止する。 |
|            |       |      | 理数科   | 3 | —   |  |  |  |  |  |  |  |                              |
|            |       |      | 人文探究科 | 3 | 35  |  |  |  |  |  |  |  |                              |
|            |       |      | 理数探究科 | 3 | 35  |  |  |  |  |  |  |  |                              |
|            |       | 坂上分校 | 普通科   | 3 | 30  |  |  |  |  |  |  |  |                              |

別表の 1 の表山口県立光高等学校の項中

|   |                  |                 |   |
|---|------------------|-----------------|---|
| 夜 | 普通科 <sub>4</sub> | 又は <sub>4</sub> | — |
|---|------------------|-----------------|---|

を

に改め、「定時制課程普通科は、令和 4 年度から生徒募集

を停止する。」を削り、同表山口県立防府高等学校の項を次のように改める。

|            |       |     |       |   |     |  |  |  |  |  |         |   |    |  |
|------------|-------|-----|-------|---|-----|--|--|--|--|--|---------|---|----|--|
| 山口県立防府高等学校 | 防 府 市 | 本 校 | 普通科   | 3 | 240 |  |  |  |  |  | 衛生看護専攻科 | 2 | 40 |  |
|            |       |     | 衛生看護科 | 3 | 40  |  |  |  |  |  |         |   |    |  |

別表の 1 の表山口県立防府商工高等学校の項中

|   |                  |                 |   |
|---|------------------|-----------------|---|
| 夜 | 普通科 <sub>4</sub> | 又は <sub>4</sub> | — |
|---|------------------|-----------------|---|

を

に改め、「定時制課程普通科は、令和 4 年度から生徒募集

を停止する。」を削り、同表山口県立山口高等学校の項を次のように改める。

|            |       |     |     |   |     |  |  |  |  |  |  |  |  |
|------------|-------|-----|-----|---|-----|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 山口県立山口高等学校 | 山 口 市 | 本 校 | 普通科 | 3 | 230 |  |  |  |  |  |  |  |  |
|            |       |     | 校文科 | 3 | 35  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|            |       |     | 理数科 | 3 | 35  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|            |       |     |     |   |     |  |  |  |  |  |  |  |  |

別表の1の表山口県立宇部工業高等学校の項中

|   |
|---|
| 学 |
| 校 |
| カ |
| 一 |

を

に改め、「定時制課程機械科は、令和4年度から生徒募集

を停止する。」を削る。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

山口県文書館規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

山口県教育委員会

## 山口県教育委員会規則第五号

山口県文書館規則の一部を改正する規則

山口県文書館規則（昭和六十年山口県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号及び第二号を次のように改める。

一 月曜日及び月末整理日

二 十二月二十八日から翌年の一月四日までの日

第二条第一項第三号を削り、同項第四号中「一週間」を「十日」に改め、同号を同項第三号とする。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

## 山口県教育委員会訓令第1号

教育庁一般  
各教育機関

山口県教育委員会が取り扱う公文書の管理に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

山口県教育委員会

山口県教育委員会が取り扱う公文書の管理に関する規程の一部を改正する訓令

山口県教育委員会が取り扱う公文書の管理に関する規程（令和六年山口県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第三高校教育課の項の次に次のように加える。

県立高校再編整備推進室

教再編

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

## 山口県教育委員会訓令第2号

教育庁一般  
各教育機関

山口県教育委員会職員健康管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

山口県教育委員会

山口県教育委員会職員健康管理規程の一部を改正する訓令

山口県教育委員会職員健康管理規程（平成五年山口県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「高校教育課にあっては」の下に「県立高校再編整備推進室及び」を加える。

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。